

## 「京都市木の文化・森林政策推進本部」設置要綱

## (趣旨)

第1条 全庁挙げて、木の文化の継承・発展及び森林の有する多面的な機能を最大限発揮させることにより、グリーン成長を促進することを目的として、「京都市木の文化・森林政策推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

## (構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 都市経営戦略監
- (3) 企画監
- (4) 危機管理監
- (5) 国際政策監
- (6) 産業・文化融合戦略監
- (7) 文化芸術政策監
- (8) まちづくり政策監
- (9) デジタル化戦略監
- (10) 観光政策監
- (11) 木の文化・森林政策監
- (12) 監察監
- (13) 京都市事務分掌規則第1条に規定する局の長
- (14) 消防局長
- (15) 交通局次長及び上下水道局次長
- (16) 教育次長
- (17) 区長及び担当区長
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

## (本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし、副本部長は木の文化・森林政策監とする。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(課題解決ユニット)

第5条 林業の活性化や森林資源の有効活用、適正な森林の保全を図るための課題を明らかにするとともに、その課題解決を図る具体的施策を検討、企画立案するため、推進本部の下に、課題解決ユニットを置くことができる。

- 2 課題解決ユニットの構成員は、本市関係職員のうちから、副本部長が指名する。
- 3 副本部長は、必要があると認めるときは、本市職員以外の者に対して、課題解決ユニットへの参画を求めることができる。
- 4 副本部長は、課題解決ユニットごとにユニットリーダーを指名し、その活動内容等について適宜報告を求め、必要な指示を行うものとする。
- 5 課題解決ユニットの取組に関する方針決定並びに課題解決ユニット間の連携及び連絡調整等を図るため、推進本部の下に、幹事会を置くことができる。
- 6 幹事会には、幹事長及び副幹事長並びに幹事を置く。
- 7 幹事長は、副本部長とし、副幹事長及び幹事は、本市関係職員のうちから幹事長が指名する。
- 8 本市職員に係る課題解決ユニットとしての活動は、本務とする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、産業観光局農林振興室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。